# ○旭川工業高等専門学校電気工作物保安規程

（昭和４１．６．１７　達第１１号）

改正　昭和43．4.24　達第12号　　昭和56．2.18　達第 1号
平成 6．2.22　達第11号　　平成 7.12.20　達第 7号
平成16．4．1　達第50号　　平成19．3.13　達第48号
平成21．3.10　達第17号　　平成23．3．8　達第16号

旭川工業高等専門学校電気工作物保安規程

## 第１章　総則

（趣旨）
第１条　旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）における電気工作物の工事，維持及び運用に関する保安については，電気事業法（昭和39年7月11日付，法律第170号），消防法（昭和23年7月24日付，法律第186号），建築基準法（昭和25年5月24日付，法律第201号）その他に特別の規定あるもののほか，本規程の定めるところによる。

（定義）
第２条　この規程での用語の定義は，次のとおりとする。
(1)「電気工作物」とは，電気事業法第２条第１６項に定めるもののうち，変電，配電，電気の使用のために設置する機械及び器具，電線路その他の工作物をいう。
(2)「保安業務」とは，電気工作物の工事，維持及び運用の安全を確保するための業務をいう。

（目的）
第３条　この規程は本校における電気工作物の工事，維持及び運用を規制することによって，その安全を確保することを目的とする。

## 第２章　保安業務の運営

（組織）
第４条　保安業務を運営するために，管理者１名，電気主任技術者１名，補助者若干名を置く。
２　管理者は校長があたり保安業務を総括管理する。
３　電気主任技術者は,電気事業法第４４条に規定する資格を有する教職員をもって充て,保安業務を実施する。
４　補助者は，電気を使用する事務部課係及び各学科に所属する教職員のうちから校長が指名し，電気主任技術者の職務を補助する。

（管理者の実施する事項）
第５条　管理者は，次の事項を決定し，実施する。
(1) 年度計画に関すること。
(2) 重大な事故の対策に関すること。
(3) 災害対策に関すること。
(4) 電気工作物の建設工事の計画に関すること。
(5) その他重要な保安業務に関すること。

（電気主任技術者の実施する事項）
第６条　電気主任技術者は，次の事項を実施する。

(1) 電気工作物の保安教育に関すること。
(2) 電気工作物の工事に関すること。
(3) 電気工作物の保守に関すること。
(4) 電気工作物の運転操作に関すること。
(5) 電気工作物の災害対策に関すること。
(6) 保安業務の記録に関すること。
(7) 保安用機材及び文書の整備に関すること。
(8) 前条第１号ないし第４号に定める計画等に関すること。
(9) 所管官庁が法令に基づいて行う検査の立ち合いに関すること。
(10)その他電気工作物の保安業務に関すること。

（指揮命令系統）
第７条　保安業務の指揮命令系統は，別表第１によるものとする。

## 第３章　保安教育

（保安教育及び訓練）
第８条　電気主任技術者は，電気工作物の工事，維持又は運用に従事する教職員に対し，必要な技能に関する教育を行うとともに，災害その他電気事故が発生した場合の措置等について，必要に応じ指導し訓練を行うものとする。

## 第４章　工事計画及び実施

（工事計画及び実施）
第９条　電気主任技術者は，電気工作物の安全な運用を確保するため，主要な補修工事又は改良工事について計画し，又は実施しようとする場合には，あらかじめ管理者の承認を求めなければならない。
２　工事の実施にあたつては，当該工事の内容に応じ作業責任者を選任し，主任技術者の監督のもとに，これを施工するものとする。
３　工事を他の者に請負わせる場合には，常に責任の所在を明確にし，完成した場合には主任技術者がこれを検査し，保安上支障ないことを確認して，引き取るものとする。

## 第５章　保守

（巡視，点検，測定）
第１０条　保安業務のための巡視，点検及び測定の基準は，別表第２により行うものとする。
２　電気主任技術者は，巡視，点検及び測定を行うにあたつては，あらかじめ実施計画を作成し，管理者の承認を経てこれを実施するものとする。

（事故発生の防止）
第１１条　電気主任技術者は，事故その他異常事態が発生した場合には，必要に応じ臨時に検査を行い，その原因を究明するとともに，再発防止につとめるものとする。

## 第６章　運転又は操作

（運転又は操作）
第１２条　電気工作物の運転又は操作にあたつては，機器の性能及び取扱方法を熟知し常

に安全確実に行わなければならない。

２　電気主任技術者は，電気工作物を安全確実に運転又は操作するため次に掲げる事項について定めておかなければならない。

(1) 平常時及び事故発生時における運転，操作順序，運転方法並びに指令系統，連結系統

(2) 受配電室，電路等における監視

(3) 軽微な事故の修理，使用停止，使用制限等の応急措置に関する報告，連絡要領

(4) 緊急時に連絡すべき事項，連絡先及び連絡方法

３　しや断器，開閉器その他必要なものについては，別に電力会社との間に締結するところによる。

## 第７章　災害対策

（防災対策）

第１３条　非常災害時その他の災害にそなえて，電気工作物の保安を確保するために適切な措置がとられるよう次の事項についての体制を整えておくものとする。

(1) 指揮命令及び情報伝達経路

(2) 予防対策及び機材の整備

第１４条　災害発生時における電気工作物に関する保安確保のための指揮監督は，電気主任技術者が行うものとする。

## 第８章　記録

（記録）

第１５条　電気工作物の工事，維持及び運用に関する記録は，別に定めるところによるものとする。

## 第９章　責任の分界

（責任の分界）

第１６条　電力会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は，旭川市春光台２条２丁目所在乙の北野幹工専支№.６号柱に設置した油入開閉器電源側端子とする。

## 第１０章　雑則

（危険の標示）

第１７条　電気主任技術者は，受電室その他高圧電気工作物が，設置されている場所で，危険のおそれあるところには,注意をうながすための表示をしておかなければならない。

（設計図書類の整備）

第１８条　電気工作物に関する設計図，仕様書及び取扱説明書等は，必要な期間保存しなければならない。

（手続き書類の整備）

第１９条　主任技術者は，関係官庁，電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書又はその写しを必要な期間保存しなければならない。

附　則

この規程は，昭和４１年６月１７日から施行する。

附　則（昭和４３．４．２４　達第１２号）

この規程は，昭和４３年４月２４日から施行する。

附　則（昭和５６．２．１８　達第１号）

1　この規程は，昭和５６年４月１日から施行する。

2　第４条第１項に規定する電気主任技術者は，特別な事情があるときは，第４条第３項の規定にかかわらず，本校職員以外の者をもってあてることができる。

附　則（平成６．２．２２　達第１１号）

この規程は，平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７．１２．２０　達第７号）

この規程は，平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成１６．４．１　達第５０号）

この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１９．３．１３　達第４８号）

この規程は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１．３．１０　達第１７号）

この規程は，平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２３．３．８　達第１６号）

この規程は，平成２３年４月１日から施行する。

別表第１（第７条関係）

（注）――――　は，指揮命令系統を示す。

別表第２（第１０条関係）

巡視，点検，測定及び手入基準

| 対象＼項目 | | 日常巡視点検入手 | | | 定期巡視点検入手 | | | 精密点検入手 | | | 測定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 受電室設備 | 断路器 | １ | １カ月 | 受と刃の接触，過熱,変色,ゆるみ | １ | １年 | 受と刃の接触，過熱,変色,ゆるみ | | | | １ | １年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | ２ | １カ月 | 汚損，異物付着 | ２ | １年 | フレ止め装置の機能 | | | | | | |
| | しゃ断器 | １ | １カ月 | 外観，点検汚損，油漏れ，きれつ，加熱，発錆，損傷 | １ | １年 | 各部の損傷,腐食,加熱，油量,発錆,変形，ゆるみ | １ | ３年 | しゃ断速度測定，開極投入時間最小動作電圧及び電流 | １ | １年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | ２ | １カ月 | 指示，点灯 | ２ | １年 | 操作具合，機構，点検 | | | | ２ | １年 | 接地抵抗測定 |
| | | | | | | | | | | | ３ | ２年 | 絶縁油耐圧試験 |
| | | ３ | １カ月 | ブッシング，きれつ | ３ | １年 | 付属装置の状態 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | ４ | 不定期 | 必要により動作測定 |
| | | | | | ４ | １年 | 油の汚れ | | | | | | |
| | | | | | ５ | １年 | 接地線接続部点検 | | | | | | |
| | 母線 | | | | １ | １年 | 母線の高さ，ゆるみ，他物との離隔距離，腐食,損傷,過熱 | | | | １ | １年 | 絶縁抵抗測定 |
| | | | | | ２ | １年 | 接続部分，クランプ類の腐食，損傷,過熱,ゆるみ | | | | | | |
| | | | | | ３ | １年 | がいし類，指示物の腐食,損傷,変形，ゆるみ | | | | | | |

| 項目<br>対象 | | 日常巡視点検入手 | | | 定期巡視点検入手 | | | 精密点検入手 | | | 測　　定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | No. | 周期 | 点検箇所<br>ねらい | No. | 周期 | 点検箇所<br>ねらい | No. | 周期 | 点検箇所<br>ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| | 変圧器 | 1 | １カ月 | 本体の外部点検，漏油，汚損，振動音響，湿度 | 1<br>2 | １年<br>１年 | 各部の損傷，腐食発錆，ゆるみ，汚損，油量<br>接地線接続部点検 | 1 | ５年～10年 | 内部について点検（コイル，接続部リード線鉄心，その他） | 1<br>2<br>3 | １年<br>１年<br>２年 | 絶縁抵抗測定<br>接地抵抗測定<br>絶縁・油耐圧試験 |
| | 柱上油入開閉器 | 1 | １カ月 | 本体の外部点検，漏油，汚損，温度 | 1 | １年 | 各部の損傷,腐食,汚損，油量，ゆるみ | 1 | １年 | 受と刃の接触，変色，変形 | 1<br>2 | １年<br>１年 | 絶縁抵抗測定<br>絶縁油耐圧試験 |
| | 計器用変成器 | 1 | １カ月 | 外部の損傷,腐食,発錆，変形,汚損,温度，音響，ヒューズの異常，その他必要事項 | 1<br>2 | １年<br>１年 | 各部の損傷,腐食,接触，発錆，ゆるみ,変形,きれつ,汚損，ヒューズの異常<br>接地線接続部の点検 | | | | 1<br>2 | １年<br>１年 | 絶縁抵抗測定<br>接地抵抗測定 |
| | 電力用コンデンサー | 1 | １カ月 | 本体外部点検，漏油，汚損音響，振動 | 1 | １年 | 各部の損傷，腐食 | | | | 1 | １年 | 絶縁抵抗測定 |
| | 配電盤 | 1<br>2 | １カ月<br>１カ月 | 計器の異状，表示灯の異状<br>操作，切換，開閉器等の異状，その他必要事項 | 1<br>2 | １年<br>１年 | 離面配線のじんあい,汚損,損傷，過熱，ゆるみ，配線<br>接地線接続部点検 | 1<br>2 | ２年<br>２年 | 各部の損傷，過熱ゆるみ，断線，接触，脱落<br>端子配線符号 | 1<br>2<br>3<br>4 | １年<br>１年<br>１年<br>２年 | 絶縁抵抗測定<br>接地抵抗測定<br>保護継電器の操作特性<br>計器校正，シーケンス試験 |

| 対象 | | 日常巡視点検入手 | | | 定期巡視点検入手 | | | 精密点検入手 | | | 測　　定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| | 蓄電池 | 1<br>2 | 1カ月<br>1カ月 | 液面，沈殿物，色相，極板湾曲，隔離板，端子，ゆるみ，損傷<br>表示電池の電圧，比重，温度測定 | 1<br>2 | 1年<br>1年 | 耐酸塗料のはくり<br>充電装置の動作状況 | 1 | 3年 | 充電装置の内部 | 1<br>2<br>3 | 1カ月<br>1カ月<br>1カ月 | 比重測定<br>液温測定<br>各電池の電圧測定 |
| 屋外電線路設備 | 避雷器 | 1 | 1カ月 | 外部の損傷，きれつ，ゆるみ，汚損 | 1<br>2 | 1年<br>1年 | 外部の損傷，きれつ,汚損，ゆるみ<br>接地線接続部点検 | | | | 1<br>2 | 1年<br>1年 | 絶縁抵抗測定<br>接地抵抗測定 |
| 屋外電線路設備 | 電線及び支持物 | 1<br>2 | 1カ月<br>1カ月 | 電線の高さ及び他の工作物，樹木との距離<br>標識，保護柵状況 | 1<br>2 | 1年<br>1年 | 電柱，腕木，がいし，支線支柱，保護網等の損傷，腐食<br>電線とり付状態 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| 屋外電線路設備 | ケーブル | 1<br>2<br>3 | 1カ月<br>1カ月<br>1カ月 | 接続部の過熱，変色，損傷腐食<br>布設部の無断掘さく<br>標識他物との隔離距離 | 1 | 1年 | ケーブル腐食，きれつ，損傷 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | 電動機その他回転機 | 1 | 1カ月 | 運転者が音響，回転，過熱異臭，給油状況等について注意する | 1<br>2 | 3カ月<br>1年 | 音響，振動，温度<br>各部の汚損，ゆるみ,損傷，伝達装置 | 1 | 3年 | 温度上昇等を考慮し内部分解点検コイル軸受通風付属装置等の | 1<br>2 | 1年<br>1年 | 絶縁抵抗測定<br>接地抵抗測定 |

| 対象 ＼ 項目 | | 日常巡視点検入手 | | | 定期巡視点検入手 | | | 精密点検入手 | | | 測　　定 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 点検箇所ねらい | No. | 周期 | 測定項目 |
| 負荷設備 | | 2 | 1カ月 | 整流子，刷子，集電環点検 | <br>3<br>4 | <br>1年<br>1年 | の異状等外部点検を行う<br>制御装置点検<br>接地線接続部点検 | <br>2 | <br>3年 | 手入<br>温度上昇その他事項を考慮し回転子引出清掃 | | | |
| | 電熱乾燥装置 | 1<br>2 | 1カ月<br>1カ月 | 運転者が湿度，変形，損傷等について注意する<br>接続部変色，過熱熱線の腐食，取付点検 | 1 | 1年 | 各部の変形,損傷,ゆるみ,可燃物との離隔状況 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | 照明設備 | 1 | 1カ月 | 異音，汚損，不点 | 1 | 1年 | 照明効果,汚損,損傷，温度，コンパウンド洩れ，音響 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |
| | 配線 | 1 | 1カ月 | 開閉器の点検，湿気，じんあい等に注意 | 1 | 1年 | 開閉器,器具の接続 | | | | 1 | 1年 | 絶縁抵抗測定 |

なお，日常巡視点検は絶縁監視装置を設置した場合は１カ月を２カ月と読み替える。